

平成27年6月9日

株主のみなさまへ

東京都台東区東上野一丁目16番1号

株式会社 平和

代表取締役社長 嶺井 勝也

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございますとお礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月25日(木曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区後楽一丁目3番61号
東京ドームホテル 地下1階「天空」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第47期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後6時までには到着するようにご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、平成27年6月25日(木曜日)午後6時までには議案に対する賛否をご入力ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。代理人ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.pronexus.co.jp/koukoku/6412/6412.html>）に掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、書面又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)から、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。)  
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日(木曜日)午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)において、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス(いわゆる「なりすまし」)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォン又は携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

#### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

### <議決権電子行使プラットフォームについて>

機関投資家のみなさまにつきましては、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、平成26年4月の消費増税による駆け込み需要の反動から企業収益や個人消費は一時的に落ち込んでおりましたが、政府の経済政策や日本銀行による金融政策を背景に円安、株高が進み、景気は緩やかな回復を続けております。

遊技機業界におきましては、遊技参加人口の減少や低貸玉営業の普及を背景にパチンコホールの経営環境は厳しい状況が続いております。そのためパチンコホールは安定的な稼働が見込める遊技機を慎重に選別し、購入する姿勢を強めており、遊技機メーカー間の販売競争が激化しております。また、平成26年9月から一般財団法人保安通信協会におけるパチスロ機の型式試験方法の変更が実施されており、遊技機メーカーにおいて新試験方法に則した対応に時間を要しているため、市場でのパチスロ機販売台数は前期に比べ減少いたしました。

ゴルフ業界におきましては、天候不順の影響を受けたものの、ゴルフプレーの需要は堅調に推移しております。

このような環境下、遊技機事業におきましては、ヒット機種の開発とブランド力の強化を図るため、積極的な新規コンテンツの導入、オリジナルコンテンツの育成・強化及び新規性のあるアイデアを搭載した遊技機の開発に取り組みました。

ゴルフ事業におきましては、ゴルフ場ポートフォリオの見直し、価格戦略部門の強化による適正な価格設定及び経費コントロールの徹底に取り組み、収益の極大化を目指しました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高198,605百万円（前期比9.4%増）、営業利益42,870百万円（前期比16.2%増）、経常利益42,059百万円（前期比18.8%増）、当期純利益26,235百万円（前期比28.9%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(遊技機事業)

遊技機事業におきましては、パチンコ機は「スーパーストリートファイター IV CR EDITION」、「ルパン三世 主役は銭形」、「燃える闘魂アントニオ猪木 格闘技世界一決定戦」等の発売に加え、前第3四半期に発売した「ルパン三世 消されたルパン」が高い評価を受け、当期も引き続き販売されたことにより、販売台数は252千台（前期比54千台増）となりました。パチスロ機は「戦国乙女 剣戟に舞う白き剣聖 西国参戦編」、「カウボーイビバップ」、「黄門ちゃま喝」等を発売し、販売台数は92千台（前期比28千台減）となりました。

以上の結果、売上高121,380百万円（前期比14.7%増）、営業利益34,310百万円（前期比13.9%増）となりました。

(ゴルフ事業)

ゴルフ事業におきましては、当社子会社のPGMホールディングス(株)が平成25年8月に公表した「中期経営計画」で掲げている基本戦略に基づく施策を推進いたしました。そのうち「新規M&A」につきましては、1ゴルフ場を取得し、3ゴルフ場のスポンサーとしての再生支援を行っていくこととしました。一方、ゴルフ場ポートフォリオの見直しに伴い、3ゴルフ場を売却又は運営終了といたしました。

「収益の極大化」につきましては、価格戦略部門を強化することで、より適正な価格提供を行い、顧客単価は年度の中盤から対前年比で堅調に推移いたしました。一方で、経費コントロールの徹底に取り組み、ゴルフ場におけるコース管理費の適正化及び集客費用の見直し等を推進し、収益の極大化に向けて、一定の成果をあげました。

以上の結果、売上高74,807百万円（前期比2.3%増）、営業利益12,127百万円（前期比22.4%増）となりました。

(その他)

その他の事業として、情報配信サービス、サービスエリア内のレストラン及び売店の運営等を行い、売上高2,417百万円（前期比5.4%減）、営業利益140百万円（前期比11.8%減）となりました。

当社グループの当連結会計年度の業績

(単位：百万円)

|       | 当連結会計年度<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日) | 増減率   |
|-------|------------------------------------------|-------|
| 売上高   | 198,605                                  | 9.4%  |
| 遊技機事業 | 121,380                                  | 14.7% |
| ゴルフ事業 | 74,807                                   | 2.3%  |
| その他   | 2,417                                    | △5.4% |
| 営業利益  | 42,870                                   | 16.2% |
| 経常利益  | 42,059                                   | 18.8% |
| 当期純利益 | 26,235                                   | 28.9% |

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は、11,877百万円であります。その主なものは、遊技機製造設備等4,570百万円、ゴルフ場設備等6,168百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況としましては、9,410百万円の長期借入を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

ゴルフ事業において、当社の連結子会社であるPGMプロパティーズ㈱は、平成26年5月1日付で、新設分割により㈱きぬがわ高原カントリークラブを設立し、同日付で同社の全株式を当社の連結子会社であるパシフィックゴルフプロパティーズ㈱に譲渡いたしました。

また、当社の連結子会社であるPGMプロパティーズ㈱は、平成26年7月1日付で、新設分割により㈱徳山ゴルフを設立し、同日付で同社の全株式を当社の連結子会社であるパシフィックゴルフプロパティーズ㈱に譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
 イ. 株式取得の状況は以下のとおりです。

当社の連結子会社であるパシフィックゴルフプロパティーズ(株)は、平成27年3月17日付で富津ゴルフ(株)の全株式を取得いたしました。

ロ. 株式処分の状況は以下のとおりです。

当社の連結子会社であるパシフィックゴルフプロパティーズ(株)は、平成26年5月9日付で(株)きぬがわ高原カントリークラブの全株式を、平成26年7月8日付で(株)徳山ゴルフの全株式を譲渡いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第44期<br>(平成23年4月1日～<br>平成24年3月31日) | 第45期<br>(平成24年4月1日～<br>平成25年3月31日) | 第46期<br>(平成25年4月1日～<br>平成26年3月31日) | 第47期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26年4月1日～<br>平成27年3月31日) |
|----------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 95,120                             | 177,111                            | 181,570                            | 198,605                                         |
| 営 業 利 益(百万円)   | 20,741                             | 34,434                             | 36,909                             | 42,870                                          |
| 経 常 利 益(百万円)   | 28,282                             | 35,577                             | 35,405                             | 42,059                                          |
| 当期純利益(百万円)     | 20,516                             | 20,123                             | 20,361                             | 26,235                                          |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 240.44                             | 235.53                             | 237.74                             | 305.90                                          |
| 総 資 産(百万円)     | 406,875                            | 417,057                            | 438,506                            | 447,833                                         |
| 純 資 産(百万円)     | 124,826                            | 141,182                            | 156,502                            | 178,269                                         |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 1,320.93                           | 1,501.31                           | 1,666.37                           | 1,900.94                                        |

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

平成27年3月31日現在における当社の連結子会社は20社であり、そのうち重要な子会社は、以下のとおりです。

| 会 社 名                 | 資 本 金  | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容             |
|-----------------------|--------|--------------------|---------------------------|
|                       | 百万円    | %                  |                           |
| ㈱ オ リ ン ピ ア           | 4,077  | 100.0              | 遊技機の開発及び製造                |
| P G M ホールディングス㈱       | 12,767 | 80.4               | ゴルフ事業の経営管理                |
| パシフィックゴルフプロパティーズ㈱     | 100    | 100.0<br>(100.0)   | グループ内子会社の株式の保有<br>(ゴルフ事業) |
| パシフィックゴルフマネージメント㈱     | 100    | 100.0<br>(100.0)   | ゴルフ場の運営及び運営受託             |
| P G M プ ロ パ テ ィ ー ズ ㈱ | 100    | 100.0<br>(100.0)   | ゴルフ場の保有                   |

(注) 議決権比率の( )内は、間接保有によるものです。

#### (4) 対処すべき課題

遊技機事業におきましては、遊技参加人口や貸玉料の減少により市場規模が縮小するなか、パチンコホールは新機種を慎重に選定する姿勢を一層強めており、遊技機メーカー間の競争は更に激しさを増しております。また、平成26年9月から一般財団法人保安通信協会におけるパチスロ機の型式試験方法の一部変更が実施されており、今後のパチスロ機市場への影響を注視していく必要があります。

このような環境下、当社グループにおきましては、「継続的なヒット機種の創出」、「更なる収益性の追求」及び「グループ組織力の強化」に取り組んでまいります。

「継続的なヒット機種の創出」につきましては、トレンド予測の正確性を追求し、市場環境の変化に即応するための柔軟性を持った開発体制の構築に取り組んでまいります。また、「差別化・新規性」を意識したものづくりに取り組むことで商品性の向上を目指し、販売台数・販売シェアの拡大を図ってまいります。

「更なる収益性の追求」につきましては、企画段階から部品の共通化、リユースの促進に取り組み、環境に配慮した省資源化製品の開発を促進する一方で、部材調達コストの低減にも取り組んでまいります。

「グループ組織力の強化」におきましては、部門連携の徹底による組織力の最大化を図りつつ、遊技機事業とゴルフ事業の連携強化を推進してまいります。

ゴルフ事業におきましては、近年の異常気象による天候リスクや一部地域でマーケットの縮小が見られること等により、引き続き厳しい事業環境が続くことが予想されます。

このような環境下、当社グループにおきましては、更なる成長を目指して、「M&Aの強化」、「会員権募集の積極的推進」、「商品価値の向上と価格戦略の徹底」を重点方針として取り組んでまいります。

「M&Aの強化」につきましては、有益なM&A情報をいち早く入手する体制を構築し、マーケットの見込める地域を中心に物件を慎重に選別しつつ、積極的にゴルフ場の取得を進めてまいります。

「会員権募集の積極的推進」につきましては、募集対象ゴルフ場の商品価値向上と会員特典プログラムの充実を図ることで、会員権購入の動機付けを行い、会員権募集を推進してまいります。

「商品価値の向上と価格戦略の徹底」における商品価値の向上につきましては、スタンダードなオペレーションに加えハイエンドコースのオペレーシ

ョンを確立することで、商品価値の向上を図り、顧客満足度を高めてまいります。また、価格戦略の徹底につきましては、マーケットやゴルフ場の特長に応じた価格を設定することで、顧客単価と稼働のバランスを最適化し、収益の極大化を目指してまいります。

また、当社と連結子会社であるPGMホールディングス㈱は、PGMホールディングス㈱における更なる収益力の強化及び企業価値の向上を図り、ひいては当社グループ全体の企業価値向上のために、平成27年5月13日に当社を株式交換完全親会社、PGMホールディングス㈱を株式交換完全子会社とする株式交換契約（効力発生日平成27年8月1日）を締結いたしました。

これにより、当社及びPGMホールディングス㈱は、より迅速な意思決定の下で、グループ内の柔軟な資金調達手段を活用する等グループ運営の機動性と一体性を高めることにより、PGMホールディングス㈱の成長の柱であるゴルフ場の新規M&A及び不採算アセットの売却等の選択と集中による資産ポートフォリオの組み替えを積極的に実施し、短期的な業績変動や財務負担に捉われることなく、中長期的な視点で、かつ、果敢な経営を行うことが可能となります。また、親子上場に係る潜在的な利益相反の可能性を排除するとともに、上場維持管理コストの削減、情報の集約化による業務の効率性向上、人的リソースの効果的な再配分等、グループ経営資源の再配置を実施することで、より効率的な経営基盤を築いてまいります。

これらの一連の施策を通して、当社グループ全体として安定した高収益体質を構築し、企業価値の向上にむけて当社グループ一丸となって邁進してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

| 事業区分  | 主要な事業内容                         |
|-------|---------------------------------|
| 遊技機事業 | 遊技機の開発、製造及び販売                   |
| ゴルフ事業 | ゴルフ場の運営（全国128コース）               |
| その他の  | 情報配信サービス、サービスエリア内のレストラン及び売店の運営等 |

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

・ 当社

- ① 平和本社ビル 東京都台東区
- ② 管理本部ビル 東京都台東区
- ③ 営業本部ビル 東京都台東区
- ④ 赤堀工場 群馬県伊勢崎市
- ⑤ 営業所 東京都台東区、他27拠点

・ 子会社

- ① ㈱オリンピア 東京都台東区
- ② PGMホールディングス㈱ 東京都港区
- ③ パシフィックゴルフプロパティーズ㈱ 東京都港区
- ④ パシフィックゴルフマネージメント㈱ 東京都港区
- ⑤ PGMプロパティーズ㈱ 東京都港区

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数              | 前連結会計年度末比増減     |
|-------------------|-----------------|
| 4,613名<br>(5,065) | 285名減<br>(91)名減 |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は( )内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 | 平均年間給与     |
|------|-----------|-------|--------|------------|
| 813名 | 12名増      | 38.8歳 | 11.6年  | 7,158,922円 |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。臨時雇用者はその総数が使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、満60歳をもって定年退職としております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借入先             | 借入額       |
|-----------------|-----------|
| シンジケートローン (注) 1 | 35,000百万円 |
| シンジケートローン (注) 2 | 31,822    |
| ㈱みずほ銀行          | 26,999    |

- (注) 1. ㈱三井住友銀行をエーエージェントとする計6行からの協調融資によるものです。
2. ㈱三井住友銀行をエーエージェントとする計7行からの協調融資によるものです。

#### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社としPGMホールディングス㈱を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

|                     |                                                                                                                                                                         |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①目的                 | 当社とPGMホールディングス㈱が強固な協体制を構築するとともに、親子上場関係を解消し、中長期的なPGMホールディングス㈱の成長戦略を迅速な意思決定の下で実現させていくことにより、PGMホールディングス㈱におけるさらなる収益力の強化及び企業価値の向上を図り、ひいては当社グループ全体の企業価値向上を図ることを目的としています。      |
| ②取得方法、取得時期          | 本株式交換については、平成27年6月23日開催予定のPGMホールディングス㈱の定時株主総会において本株式交換契約の承認を得たうえで、平成27年8月1日を本株式交換の効力発生日として行う予定です。当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、本株式交換を当社の株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより行う予定です。 |
| ③株式の割当比率            | PGMホールディングス㈱の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.54株を割当交付いたします。ただし、当社が保有するPGMホールディングス㈱の普通株式95,268,100株（平成27年3月31日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。                                         |
| ④本株式交換により交付する当社の株式数 | 当社は、本株式交換により12,565,584株（予定）を割当交付いたしますが、交付する株式は、全て保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際して当社が新たに株式を発行する予定はありません。                                                             |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 228,903,400株 |
| ② 発行済株式の総数 | 99,809,060株  |
| ③ 株主数      | 14,269名      |
| ④ 大株主      |              |

| 株 主 名                                                                                                | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| ㈱ 石 原 ホ ー ル デ ィ ン グ ス                                                                                | 38,250,000株 | 44.58%  |
| 石 原 慎 也                                                                                              | 2,994,000株  | 3.49%   |
| 石 原 昌 幸                                                                                              | 2,994,000株  | 3.49%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱<br>(信託口)                                                                           | 2,149,100株  | 2.50%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行㈱<br>(信託口)                                                                             | 1,362,800株  | 1.59%   |
| 石 原 由 梨                                                                                              | 1,000,000株  | 1.17%   |
| MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS<br>CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION<br>( 常 任 代 理 人 ㈱ み ず ほ 銀 行 ) | 780,400株    | 0.91%   |
| 石 原 潤 子                                                                                              | 750,000株    | 0.87%   |
| ジブラルタ生命保険㈱(一般勘定株式D口)<br>(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱)                                                    | 744,700株    | 0.87%   |
| THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY<br>JASDECACCOUNT<br>( 常 任 代 理 人 ㈱ 三 菱 東 京 UFJ 銀 行 )                 | 740,050株    | 0.86%   |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（当社保有分14,000,342株）を控除して計算しております。  
2. 持株比率は小数第3位を四捨五入しております。

## (2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成27年3月31日現在)

|                             |                   |                                                   |
|-----------------------------|-------------------|---------------------------------------------------|
| 発行決議日                       |                   | 平成20年8月7日                                         |
| 新株予約権の数                     |                   | 3,023個                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 302,300株<br>(新株予約権1個につき100株)                 |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個当たり<br>108,900円<br>(1株当たり1,089円)           |
| 権利行使期間                      |                   | 平成23年7月1日から<br>平成30年6月26日まで                       |
| 行使の条件                       |                   | 注1, 2, 3, 4                                       |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | ・新株予約権の数：1,250個<br>・目的となる株式数：125,000株<br>・保有者数：5人 |
|                             | 社外取締役             | ・新株予約権の数：一個<br>・目的となる株式数：一株<br>・保有者数：一人           |
|                             | 監査役               | ・新株予約権の数：一個<br>・目的となる株式数：一株<br>・保有者数：一人           |

(注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)のうち、当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人である者は、新株予約権行使時においても、当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他当社取締役会で正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

2. 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

3. 新株予約権の質入その他の処分は認めない。

4. その他の行使条件については、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めることとする。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏名      | 担 当               |
|-----------|---------|-------------------|
| 代表取締役社長   | 嶺 井 勝 也 | 開発本部 本部長          |
| 代表取締役副社長  | 諸見里 敏 啓 | 管理本部 本部長          |
| 取 締 役     | 池 本 泰 章 | 管理本部 副本部長         |
| 取 締 役     | 太 田 裕   | 管理本部 担当           |
| 取 締 役     | 宮 良 幹 男 | 営業本部 本部長          |
| 取 締 役     | 吉 野 敏 男 | 営業本部 副本部長 東日本担当   |
| 取 締 役     | 中 田 勝 昌 | 開発本部 技術グループ担当     |
| 取 締 役     | 提 箸 隆   | 開発本部 パチンコ企画グループ担当 |
| 取 締 役     | 勝 又 伸 樹 | 開発本部 パチスロ企画グループ担当 |
| 取 締 役     | 新 井 久 男 | 営業本部 西日本担当        |
| 取 締 役     | 兼 次 民 喜 |                   |
| 取 締 役     | 山 口 孝 太 |                   |
| 常 勤 監 査 役 | 川 野 廣 二 |                   |
| 監 査 役     | 佐 藤 武 志 |                   |
| 監 査 役     | 遠 藤 明 哲 |                   |

- (注) 1. 取締役のうち、山口孝太は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、佐藤武志及び遠藤明哲は、社外監査役であります。
3. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・代表取締役社長嶺井勝也及び代表取締役副社長諸見里敏啓は、(株)オリンピア及びP GMホールディングス(株)の取締役を兼務しております。
  - ・取締役池本泰章は、パシフィックゴルフマネージメント(株)、パシフィックゴルフプロパティーズ(株)、P GMプロパティーズ(株)及び千登世商事(株)の取締役を兼務しております。

- ・取締役太田裕は、パシフィックゴルフマネージメント㈱、パシフィックゴルフプロパティーズ㈱及びパシフィックゴルフサービス㈱の取締役を兼務しております。
  - ・取締役宮良幹男は㈱オリンピア及び㈱ジャパンセットアップサービスの取締役を兼務しております。
  - ・取締役中田勝昌及び勝又伸樹は㈱オリンピアの取締役を兼務しております。
  - ・取締役兼次民喜は、㈱オリンピア及び㈱オリンピアエステートの代表取締役社長を兼務しております。また、PGMホールディングス㈱の取締役を兼務しております。
  - ・取締役山口孝太は、G L P 投資法人の監督役員を兼務しております。また、木村・多久島・山口法律事務所のパートナーを兼務しております。
  - ・監査役川野廣二は、㈱オリンピアの監査役を兼務しております。
  - ・監査役遠藤明哲は、北光監査法人の代表社員を兼務しております。
4. 取締役山口孝太は、弁護士の資格を有しております。
  5. 監査役佐藤武志及び遠藤明哲は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・監査役佐藤武志は、税理士の資格を有しております。
    - ・監査役遠藤明哲は、公認会計士の資格を有しております。
  6. 当社は、取締役山口孝太、監査役佐藤武志及び遠藤明哲を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員        | 基本報酬             | 賞 与           | ストック・オプション  | 報酬等の総額           |
|--------------------|-------------|------------------|---------------|-------------|------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 11名<br>(1名) | 275百万円<br>(6百万円) | 201百万円<br>(-) | -百万円<br>(-) | 476百万円<br>(6百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 27百万円<br>(9百万円)  | 10百万円<br>(-)  | -百万円<br>(-) | 38百万円<br>(9百万円)  |
| 合 計                | 14名         | 302百万円           | 211百万円        | -百万円        | 514百万円           |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、昭和63年2月17日開催の第19回定時株主総会において年額1,000百万円以内、また左記金額とは別枠で平成20年6月27日開催の第40回定時株主総会においてストック・オプションによる報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成6年3月30日開催の第25回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の賞与は、取締役及び監査役に対する支給見込額であります。
4. 当事業年度末日現在の取締役は12名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の取締役が1名存在しているためであります。

### ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山口孝太は、木村・多久島・山口法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

|             | 取締役会（16回開催） |      | 監査役会（7回開催） |      |
|-------------|-------------|------|------------|------|
|             | 出席回数        | 出席率  | 出席回数       | 出席率  |
| 取締役 山口 孝 太  | 16回         | 100% | —          | —    |
| 監査役 佐 藤 武 志 | 16回         | 100% | 7回         | 100% |
| 監査役 遠 藤 明 哲 | 16回         | 100% | 7回         | 100% |

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役山口孝太は弁護士として、監査役佐藤武志は主に税理士として、監査役遠藤明哲は主に公認会計士としての専門的見地から、それぞれ議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

|                                      | 支 払 額  |
|--------------------------------------|--------|
| ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 80百万円  |
| ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 208百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認める場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に上程する方針です。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」に基づき文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ確実に検索できる状態で保存、管理することとし、取締役及び監査役は常時これらを閲覧できるものとする。

## ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社における損失の危険の管理については、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を構築する。

リスク管理体制は「リスク管理規程」に定めるリスク管理責任者のもと、各部門で対応し、総務グループが各部門の対応をまとめ、代表取締役へ迅速に報告を行う。

## ③ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社におけるコンプライアンスについては、「コンプライアンス規程」に基づき取締役及び使用人へのコンプライアンスの徹底を図ることにより、個人の倫理観を磨き、良心と良識に基づいて、公正で健全な事業活動を行う。

コンプライアンスについて疑義のある行為を使用人が直接情報提供する手段として、相談窓口を設置し、運営する。また、匿名を希望する者に対してはそれを妨げない等、通報者に不利益が生じないことを確保する。

## ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社における経営上の意思決定は、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を定め、毎月の取締役会を始め、規程に基づき委譲された権限に応じて社内各階層において実施する。

各取締役は取締役会において、全社的な目標である年度計画達成のための取組みと進捗状況を報告し、また、課題等について協議し、具体的な対策を決定する。

## ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団における業務は、当社及び子会社に適用する「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき適正に確保され、子会社の経営管理については、経営企画部門が「上場関係会社管理規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、子会社が、企業集団の一員として発展に寄与するよう管理する。

当社の内部監査部門は当社及び子会社の内部監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役の要求に応じて、内部監査部門より職務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役と協議する。

⑦ 取締役が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合のほか、内部監査の状況、相談窓口への通報状況を監査役に報告する。

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席することによって、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査及び内部統制監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うほか、代表取締役と定期的に意見交換会を行う。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も拒絶することとする。

「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に周知徹底し運用を行う。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築し運用する。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(百万円未満切捨表示)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部                      |                |
|------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                          | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>162,023</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>68,299</b>  |
| 現金及び預金                 | 109,628        | 支払手形及び買掛金                    | 22,825         |
| 受取手形及び売掛金              | 17,672         | 1年内返済予定の長期借入金                | 16,876         |
| 電子記録債権                 | 1,966          | 未払法人税等                       | 9,025          |
| 有価証券                   | 12,631         | 賞与引当金                        | 2,013          |
| 商品及び製品                 | 2,212          | 役員賞与引当金                      | 259            |
| 原材料及び貯蔵品               | 5,511          | 株主優待引当金                      | 198            |
| 繰延税金資産                 | 4,828          | その他                          | 17,101         |
| その他                    | 8,032          | <b>固 定 負 債</b>               | <b>201,264</b> |
| 貸倒引当金                  | △459           | 社債                           | 8,000          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>285,810</b> | 長期借入金                        | 131,337        |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>261,603</b> | 繰延税金負債                       | 16,979         |
| 建物及び構築物                | 55,351         | 退職給付に係る負債                    | 3,541          |
| 機械装置及び運搬具              | 4,705          | 会員預り金                        | 34,352         |
| 工具、器具及び備品              | 6,550          | その他                          | 7,053          |
| 土地                     | 189,654        | <b>負 債 合 計</b>               | <b>269,564</b> |
| リース資産                  | 4,473          | <b>純 資 産 の 部</b>             |                |
| 建設仮勘定                  | 868            | 科 目                          | 金 額            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>5,062</b>   | <b>株 主 資 本</b>               | <b>161,855</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>19,144</b>  | 資本金                          | 16,755         |
| 投資有価証券                 | 9,295          | 資本剰余金                        | 53,128         |
| 長期貸付金                  | 80             | 利益剰余金                        | 107,314        |
| 繰延税金資産                 | 5,159          | 自己株式                         | △15,342        |
| その他                    | 5,140          | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>1,261</b>   |
| 貸倒引当金                  | △531           | その他有価証券評価差額金                 | 1,573          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>447,833</b> | 退職給付に係る調整累計額                 | △311           |
|                        |                | <b>新 株 予 約 権</b>             | <b>52</b>      |
|                        |                | <b>少 数 株 主 持 分</b>           | <b>15,100</b>  |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>178,269</b> |
|                        |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>447,833</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(百万円未満切捨表示)

| 科 目            | 金 額   |         |
|----------------|-------|---------|
| 売上高            |       | 198,605 |
| 売上原価           |       | 119,216 |
| 売上総利益          |       | 79,388  |
| 販売費及び一般管理費     |       | 36,517  |
| 営業利益           |       | 42,870  |
| 営業外収益          |       |         |
| 受取利息           | 275   |         |
| 受取配当金          | 164   |         |
| 有価証券償還益        | 365   |         |
| その他            | 514   | 1,319   |
| 営業外費用          |       |         |
| 支払利息           | 1,415 |         |
| 減価償却費          | 68    |         |
| 支払手数料          | 140   |         |
| その他            | 506   | 2,130   |
| 経常利益           |       | 42,059  |
| 特別利益           |       |         |
| 固定資産売却益        | 37    |         |
| 投資有価証券売却益      | 1,653 |         |
| 受取補償金          | 132   |         |
| 投資有価証券清算益      | 395   |         |
| その他            | 244   | 2,464   |
| 特別損失           |       |         |
| 固定資産売却損        | 24    |         |
| 固定資産除却損        | 195   |         |
| 減損損失           | 565   |         |
| 特別退職金          | 100   | 885     |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 43,638  |
| 法人税、住民税及び事業税   |       | 17,312  |
| 法人税等調整額        |       | △1,282  |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 27,608  |
| 少数株主利益         |       | 1,372   |
| 当期純利益          |       | 26,235  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(百万円未満切捨表示)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |  | 株主資本合計  |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--|---------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 |  |         |
| 当 期 首 残 高                 | 16,755  | 53,111    | 86,748    | △15,484 |  | 141,129 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |         |           | 1,189     |         |  | 1,189   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 16,755  | 53,111    | 87,937    | △15,484 |  | 142,319 |
| 当 期 変 動 額                 |         |           |           |         |  |         |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |           | △6,858    |         |  | △6,858  |
| 当 期 純 利 益                 |         |           | 26,235    |         |  | 26,235  |
| 自 己 株 式 の 取 得             |         |           |           | △0      |  | △0      |
| 自 己 株 式 の 処 分             |         | 16        |           | 142     |  | 159     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |  |         |
| 当 期 変 動 額 合 計             | —       | 16        | 19,376    | 142     |  | 19,536  |
| 当 期 末 残 高                 | 16,755  | 53,128    | 107,314   | △15,342 |  | 161,855 |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |               | 新 株 予 約 権 | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|-----------------------|--------------|---------------|-----------|-------------|-----------|
|                           | その他有価証券評価差額金          | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |           |             |           |
| 当 期 首 残 高                 | 2,094                 | △451         | 1,642         | 73        | 13,656      | 156,502   |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |                       |              |               |           | 60          | 1,250     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 2,094                 | △451         | 1,642         | 73        | 13,717      | 157,752   |
| 当 期 変 動 額                 |                       |              |               |           |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |                       |              |               |           |             | △6,858    |
| 当 期 純 利 益                 |                       |              |               |           |             | 26,235    |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                       |              |               |           |             | △0        |
| 自 己 株 式 の 処 分             |                       |              |               |           |             | 159       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △521                  | 140          | △380          | △21       | 1,383       | 980       |
| 当 期 変 動 額 合 計             | △521                  | 140          | △380          | △21       | 1,383       | 20,517    |
| 当 期 末 残 高                 | 1,573                 | △311         | 1,261         | 52        | 15,100      | 178,269   |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 20社
- ・ 主要な連結子会社の名称 (株)オリンピア  
P G Mホールディングス(株)  
パシフィックゴルフプロパティーズ(株)  
パシフィックゴルフマネージメント(株)  
P G Mプロパティーズ(株)  
他 15社
- ・ 非連結子会社の名称 H C 投資事業組合  
非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社（H C 投資事業組合）及び関連会社（(株)ジャパネットアップサービス）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、連結子会社のうち、P G Mホールディングス(株)及び同社の連結子会社12社の決算日を12月31日から3月31日に変更しております。従来より連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を基礎として連結を行っているため、この決算日変更による連結計算書類に与える影響はありません。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ・ 有価証券の評価基準及び評価方法
  - イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
  - ロ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - ハ. その他有価証券
    - (イ) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

|                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |       |           |       |           |       |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| (a) 時価のないもの                                | <p>移動平均法による原価法</p> <p>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>時価法</p>                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |           |       |           |       |
| <p>ニ. デリバティブ</p> <p>・ たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> | <p>主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |         |       |           |       |           |       |
| <p>イ. 商品</p>                               | <p>個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |       |           |       |           |       |
| <p>ロ. 販売用不動産</p>                           | <p>主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |       |           |       |           |       |
| <p>ハ. 製品、仕掛品</p>                           | <p>総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |       |           |       |           |       |
| <p>ニ. 原材料</p>                              | <p>主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |         |       |           |       |           |       |
| <p>ホ. 貯蔵品</p>                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |       |           |       |           |       |
| <p>② 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |       |           |       |           |       |
| <p>・ 有形固定資産<br/>(リース資産を除く)</p>             | <p>イ. 遊技機事業</p> <p>定率法</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="486 1084 628 1110">建物及び構築物</td> <td data-bbox="692 1084 766 1110">4～50年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1115 667 1141">機械装置及び運搬具</td> <td data-bbox="692 1115 766 1141">2～17年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1147 667 1172">工具、器具及び備品</td> <td data-bbox="692 1147 766 1172">2～20年</td> </tr> </table> | 建物及び構築物 | 4～50年 | 機械装置及び運搬具 | 2～17年 | 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
| 建物及び構築物                                    | 4～50年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |       |           |       |           |       |
| 機械装置及び運搬具                                  | 2～17年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |       |           |       |           |       |
| 工具、器具及び備品                                  | 2～20年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |       |           |       |           |       |

ロ. ゴルフ事業、その他の事業

主として定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～65年

機械装置及び運搬具 2～30年

工具、器具及び備品 2～30年

- ・無形固定資産 定額法  
(リース資産を除く) ただし、ソフトウェアについては社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法
- ・リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ・長期前払費用 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額の当連結会計期間負担額を計上しております。

ニ. 株主優待引当金

株主優待利用の負担に充てるため、負担見込額に基づき計上しております。

ホ. 災害損失引当金

自然災害により損傷を受けた設備の復旧費用の支出等に備えるため、当該見積額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

ハ. ヘッジ方針

借入金利息の将来の金利市場における金利変動リスクを回避することを目的とし、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

税抜き処理によっております。

ロ. 連結納税制度の適用

一部連結子会社においては、連結納税制度を適用しております。

(5) 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,953百万円減少し、利益剰余金が1,189百万円増加しております。また、勤務費用の計算方法が変更されたことによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は13.88円増加しております。また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(6) 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「特別退職金」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「特別損失」の「その他」に含まれている「特別退職金」は162百万円であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

|      |         |          |
|------|---------|----------|
| 担保資産 | 建物及び構築物 | 709百万円   |
|      | 土地      | 1,183百万円 |
|      | 合計      | 1,893百万円 |

|       |               |       |
|-------|---------------|-------|
| 担保付債務 | 1年内返済予定の長期借入金 | 50百万円 |
|-------|---------------|-------|

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

40,288百万円

### 3. 連結損益計算書に関する注記

#### 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所            | 用途   | 種類             | 減損損失額<br>(百万円) |
|---------------|------|----------------|----------------|
| フォレスト市川ゴルフ倶楽部 | ゴルフ場 | 建物及び構築物、土地、その他 | 565            |

当社グループはゴルフ場を運営しており、一部を除きゴルフ事業の固定資産はゴルフ場経営に関係するものであります。よってゴルフ事業の資産は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位としてゴルフ場別にグルーピングをしております。また、遊休資産については当該資産単独でグルーピングをしております。

上記資産グループにつきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなるため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（565百万円）として、特別損失に計上いたしました。

回収可能価額については、正味売却価額と使用価値を比較し、いずれか高い方を用いて計算しております。正味売却価額にあたっては不動産鑑定士より入手した鑑定評価額を採用し、使用価値の算出にあたっては、将来キャッシュ・フローを5.25%で割り引いて算出しております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|          | 当連結会計年度<br>期首株式数 (株) | 当連結会計年度<br>増加株式数 (株) | 当連結会計年度<br>減少株式数 (株) | 当連結会計年度末<br>株式数 (株) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式    |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式     | 99,809,060           | —                    | —                    | 99,809,060          |
| 合計       | 99,809,060           | —                    | —                    | 99,809,060          |
| 自己株式     |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式 (注) | 14,130,592           | 50                   | 130,300              | 14,000,342          |
| 合計       | 14,130,592           | 50                   | 130,300              | 14,000,342          |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加50株は、単元未満株の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少130,300株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

##### (2) 新株予約権に関する事項

| 区分            | 新株予約権の内訳                | 新株予約権<br>の目的となる<br>株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数 (株) |               |               |              | 当連結会計<br>年度末残高<br>(百万円) |
|---------------|-------------------------|--------------------------|---------------------|---------------|---------------|--------------|-------------------------|
|               |                         |                          | 当連結会計<br>年度期首       | 当連結会計<br>年度増加 | 当連結会計<br>年度減少 | 当連結会計<br>年度末 |                         |
| 提出会社<br>(親会社) | ストック・オプション<br>としての新株予約権 | 普通株式                     | —                   | —             | —             | 302,300      | 40                      |
| 連結子会社         | —                       | —                        | —                   | —             | —             | —            | 11                      |
| 合計            |                         | —                        | —                   | —             | —             | 302,300      | 52                      |

##### (3) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|------------|-------------|
| 平成26年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 3,427           | 40               | 平成26年3月31日 | 平成26年6月30日  |
| 平成26年11月12日<br>取締役会  | 普通株式  | 3,431           | 40               | 平成26年9月30日 | 平成26年12月10日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催予定の第47回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-------|------------------|------------|------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 3,432           | 利益剰余金 | 40               | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については外部格付機関の格付等に基づき、元本の償還がより確実に保全される方法をもって行うことを原則としており、資金調達については金融機関等からの借入及び社債により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券であり、発行会社の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に子会社の取得や設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。社債は、借入金返済に係る資金調達を目的としたものであります。金利の変動リスクに晒されている一部の借入金については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して金利の変動リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

会員預り金は、ゴルフ場会員権に付随する債務であり、ゴルフ場会員が退会を希望する場合は、会則に従って返済する義務が発生いたします。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理基準に則り、営業債権及び長期貸付金について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握と軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、「金融資産運用規程」に従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは些少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、信用リスクの低減のため格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金管理部門が資金を一括管理し、資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2. 参照）。

|                      | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|----------------------|---------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金           | 109,628             | 109,628 | —       |
| (2) 受取手形、売掛金及び電子記録債権 | 19,638              |         |         |
| 貸倒引当金 (*1)           | △454                |         |         |
|                      | 19,183              | 19,183  | —       |
| (3) 有価証券及び投資有価証券     | 21,720              | 22,140  | 419     |
| (4) 長期貸付金(*2)        | 95                  |         |         |
| 貸倒引当金 (*1)           | △8                  |         |         |
|                      | 87                  | 92      | 4       |
| 資産計                  | 150,619             | 151,043 | 423     |
| (1) 支払手形及び買掛金        | 22,825              | 22,825  | —       |
| (2) 未払法人税等           | 9,025               | 9,025   | —       |
| (3) 社債               | 8,000               | 8,036   | 36      |
| (4) 長期借入金(*3)        | 148,213             | 148,147 | △66     |
| 負債計                  | 188,064             | 188,035 | △29     |
| デリバティブ取引             | —                   | —       | —       |

(\*1)受取手形、売掛金及び電子記録債権、並びに長期貸付金に対して計上している貸倒引当金をそれぞれ控除しております。

(\*2)長期貸付金には1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

(\*3)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

### (注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、売掛金及び電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

これらの時価については、市場価格によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載していません（上記「(4) 長期借入金」参照）。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分         | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|-------------|---------------------|
| 非 上 場 株 式   | 103                 |
| 非上場関係会社有価証券 | 102                 |
| 会 員 預 り 金   | 34,352              |

イ. 非上場株式及び非上場関係会社有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

ロ. 会員預り金は、市場価格がなく、かつ返済時期が確定していないため、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の表示をしておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額         | 1,900円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 305円90銭   |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 305円26銭   |

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(百万円未満切捨表示)

| 資 産 の 部              |                | 負 債 の 部              |                |
|----------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科 目                  | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>114,560</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>46,407</b>  |
| 現金及び預金               | 74,511         | 支払手形                 | 9,712          |
| 受取手形                 | 6,224          | 買掛金                  | 14,368         |
| 電子記録債権               | 1,966          | 1年内返済予定の長期借入金        | 7,200          |
| 売掛金                  | 7,586          | 未払金                  | 3,962          |
| 有価証券                 | 11,158         | 未払費用                 | 279            |
| 商品及び製品               | 722            | 未払法人税等               | 7,220          |
| 原材料及び貯蔵品             | 4,966          | 賞与引当金                | 1,484          |
| 前渡金                  | 3,696          | 役員賞与引当金              | 208            |
| 前払費用                 | 199            | その他                  | 1,972          |
| 繰延税金資産               | 2,196          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>46,243</b>  |
| その他の                 | 1,332          | 長期借入金                | 45,400         |
| 貸倒引当金                | △0             | その他                  | 843            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>136,787</b> | <b>負 債 合 計</b>       | <b>92,650</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>29,013</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| 建築物                  | 7,214          | 科 目                  | 金 額            |
| 構築物                  | 179            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>157,630</b> |
| 機械及び装置               | 629            | 資 本 金                | 16,755         |
| 車両運搬具                | 14             | <b>資 本 剰 余 金</b>     | <b>16,745</b>  |
| 工具、器具及び備品            | 4,678          | 資 本 準 備 金            | 16,675         |
| 土地                   | 16,296         | その他資本剰余金             | 70             |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>568</b>     | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>139,315</b> |
| ソフトウェア               | 542            | 利 益 準 備 金            | 3,468          |
| その他                  | 26             | その他利益剰余金             | 135,846        |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>107,204</b> | 別 途 積 立 金            | 7,512          |
| 投資有価証券               | 8,942          | 繰越利益剰余金              | 128,334        |
| 関係会社株式               | 94,105         | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△15,185</b> |
| その他の関係会社有価証券         | 46             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      | 1,026          |
| 長期貸付金                | 52             | その他有価証券評価差額金         | 1,026          |
| 破産更生債権等              | 444            | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>40</b>      |
| 繰延税金資産               | 2,532          | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>158,697</b> |
| 前払年金費用               | 237            | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>251,348</b> |
| その他                  | 1,287          |                      |                |
| 貸倒引当金                | △444           |                      |                |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>251,348</b> |                      |                |

# 損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（百万円未満切捨表示）

| 科 目                   | 金 額   |         |
|-----------------------|-------|---------|
| 売 上 高                 |       | 121,530 |
| 売 上 原 価               |       | 70,168  |
| 売 上 総 利 益             |       | 51,362  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 24,954  |
| 営 業 利 益               |       | 26,407  |
| 営 業 外 収 益             |       | 5,354   |
| 受 取 利 息               | 108   |         |
| 有 価 証 券 利 息           | 117   |         |
| 受 取 配 当 金             | 4,329 |         |
| 有 価 証 券 売 却 益         | 0     |         |
| そ の 他                 | 798   |         |
| 営 業 外 費 用             |       | 607     |
| 支 払 利 息               | 466   |         |
| 減 価 償 却 費             | 76    |         |
| 支 払 手 数 料             | 12    |         |
| そ の 他                 | 52    |         |
| 経 常 利 益               |       | 31,154  |
| 特 別 利 益               |       | 3       |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 3     |         |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 0     |         |
| 特 別 損 失               |       | 11      |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 11    |         |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 31,146  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |       | 10,789  |
| 法 人 税 等 調 整 額         |       | △399    |
| 当 期 純 利 益             |       | 20,755  |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(百万円未満切捨表示)

|                                       | 株 主 資 本 |           |              |             |           |                        |             |             | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
|---------------------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------|------------------------|-------------|-------------|---------|------------|
|                                       | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金 |                        |             | 利益剰余金<br>合計 |         |            |
|                                       |         | 資本準備金     | その他資<br>本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |         |            |
| 当 期 首 残 高                             | 16,755  | 16,675    | 51           | 16,726      | 3,468     | 7,512                  | 113,635     | 124,616     | △15,326 | 142,771    |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額             |         |           |              |             |           |                        | 802         | 802         |         | 802        |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高            | 16,755  | 16,675    | 51           | 16,726      | 3,468     | 7,512                  | 114,438     | 125,418     | △15,326 | 143,574    |
| 事業年度中の変動額                             |         |           |              |             |           |                        |             |             |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当                           |         |           |              |             |           |                        | △6,858      | △6,858      |         | △6,858     |
| 当 期 純 利 益                             |         |           |              |             |           |                        | 20,755      | 20,755      |         | 20,755     |
| 自己株式の取得                               |         |           |              |             |           |                        |             |             | △0      | △0         |
| 自己株式の処分                               |         |           | 18           | 18          |           |                        |             |             | 141     | 159        |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |              |             |           |                        |             |             |         |            |
| 事業年度中の変動額合計                           | —       | —         | 18           | 18          | —         | —                      | 13,896      | 13,896      | 141     | 14,056     |
| 当 期 末 残 高                             | 16,755  | 16,675    | 70           | 16,745      | 3,468     | 7,512                  | 128,334     | 139,315     | △15,185 | 157,630    |

|                                       | 評価・換算差額等         |                    | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|
|                                       | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等<br>合計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                             | 806              | 806                | 58        | 143,636   |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額             |                  |                    |           | 802       |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高            | 806              | 806                | 58        | 144,438   |
| 事業年度中の変動額                             |                  |                    |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当                           |                  |                    |           | △6,858    |
| 当 期 純 利 益                             |                  |                    |           | 20,755    |
| 自己株式の取得                               |                  |                    |           | △0        |
| 自己株式の処分                               |                  |                    |           | 159       |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変 動 額 ( 純 額 ) | 219              | 219                | △17       | 201       |
| 事業年度中の変動額合計                           | 219              | 219                | △17       | 14,258    |
| 当 期 末 残 高                             | 1,026            | 1,026              | 40        | 158,697   |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

ロ. 子会社株式及び関連会社株式

ハ. その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

(ロ) 時価のないもの

償却原価法（定額法）

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品、製品及び原材料

ロ. 貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

最終仕入原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

構築物 7～45年

機械及び装置 3～11年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 2～15年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式で行っております。

(6) 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,246百万円減少し、繰越利益剰余金が802百万円増加しております。また、勤務費用の計算方法が変更されたことによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 21,200百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 74百万円    |
| 長期金銭債権 | 109百万円   |
| 短期金銭債務 | 2,589百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 |           |
| 仕入高        | 10,422百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 807百万円    |
| 営業取引以外の取引高 | 4,616百万円  |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|               | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 普通株式 (注) 1, 2 | 14,130,592    | 50            | 130,300       | 14,000,342   |
| 合計            | 14,130,592    | 50            | 130,300       | 14,000,342   |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加50株は、単元未満株の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少130,300株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### ① 流動の部

|              |     |   |  |          |
|--------------|-----|---|--|----------|
| 繰延税金資産       |     |   |  |          |
| 棚卸資産         | 評価損 |   |  | 554百万円   |
| 未払事業         | 業   | 税 |  | 502百万円   |
| 未払           |     | 金 |  | 163百万円   |
| 試験研究         | 費   |   |  | 788百万円   |
| 賞与引当         | 金   |   |  | 491百万円   |
| その他          | 他   |   |  | 66百万円    |
| 合            | 計   |   |  | 2,567百万円 |
| 繰延税金負債       |     |   |  |          |
| その他有価証券評価差額金 |     |   |  | △370百万円  |
| 合            | 計   |   |  | △370百万円  |
| 繰延税金資産の純額    |     |   |  | 2,196百万円 |

#### ② 固定の部

|              |   |  |  |           |
|--------------|---|--|--|-----------|
| 繰延税金資産       |   |  |  |           |
| 有形固定資産償却超過額  |   |  |  | 377百万円    |
| 無形固定資産償却超過額  |   |  |  | 2,183百万円  |
| 一括償却資産償却超過額  |   |  |  | 167百万円    |
| 投資有価証券       |   |  |  | 1,796百万円  |
| 長期未払金        |   |  |  | 28百万円     |
| その他          |   |  |  | 450百万円    |
| 小            | 計 |  |  | 5,003百万円  |
| 評価性引当額       |   |  |  | △2,275百万円 |
| 合            | 計 |  |  | 2,728百万円  |
| 繰延税金負債       |   |  |  |           |
| 前払年金費用       |   |  |  | △76百万円    |
| その他有価証券評価差額金 |   |  |  | △119百万円   |
| 合            | 計 |  |  | △195百万円   |
| 繰延税金資産の純額    |   |  |  | 2,532百万円  |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 35.6% |
| (調整)                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.2%  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △4.9% |
| 役員賞与引当金              | 0.1%  |
| 住民税均等割               | 0.1%  |
| 試験研究費等の税額控除額         | △2.3% |
| 留保金課税                | 2.6%  |
| 評価性引当額の増減額           | △0.2% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減少額  | 1.4%  |
| その他                  | 0.8%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 33.4% |

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は388百万円減少し、法人税等調整額が438百万円、その他有価証券評価差額金が49百万円、それぞれ増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社

| 種類  | 会社等の名称又は氏名 | 所在地    | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は<br>職業 | 議決権等の所有(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者との関係    | 取引の内容     | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|------------|--------|-------------------|-------------------|-----------------------|--------------|-----------|---------------|-----|---------------|
| 子会社 | ㈱オリンピア     | 東京都台東区 | 4,077             | 遊技機の開発及び製造        | 所有<br>100.0           | 同社製品及び部品の購入等 | 製品及び部品の購入 | 10,337        | 買掛金 | 2,497         |
|     |            |        |                   |                   |                       |              | 業務受託料     | 173           | —   | —             |
|     |            |        |                   |                   |                       |              | 建物賃貸料     | 126           | —   | —             |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品及び部品の購入については、同種製品及び同種部品の市場価格から算定した価格及び同社から提示された総原価を検討の上、決定しております。業務受託料については、当社の実際発生した費用に基づいた合理的な水準で決定しております。

2. 建物賃貸料については、不動産鑑定評価に基づいて協議し決定しております。

3. 上記の取引金額には、消費税等は含まれておりません。

## 役員及び個人主要株主等

| 種類                                            | 会社等の名称又は氏名    | 所在地    | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業         | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容                | 取引金額(百万円)(譲渡株数) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----------------------------------------------|---------------|--------|---------------|-------------------|-------------------|-----------|----------------------|-----------------|----|-----------|
| 役員及びその近親者                                     | 諸見里敏啓         | —      | —             | 当社代表取締役副社長        | (被所有)0.1          | —         | ストックオプションの権利行使(注)1   | 11<br>(11千株)    | —  | —         |
| 役員及びその近親者                                     | 兼次民喜          | —      | —             | 当社取締役及び子会社代表取締役社長 | (被所有)0.4          | —         | ストックオプションの権利行使(注)1   | 11<br>(11千株)    | —  | —         |
| 主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む) | アイエムプロパティ合同会社 | 東京都台東区 | 10            | 不動産業              | —                 | —         | 土地の売却売却代金(注)2<br>売却益 | 970<br>3        | —  | —         |

(注)1. 平成20年6月27日第40回定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

数社より入札を行い、最高入札価額に基づき売却先及び売却価額を決定しております。

3. アイエムプロパティ合同会社は、当社のその他の関係会社である株式会社石原ホールディングスの代表取締役役をつとめる石原昌幸氏がその議決権の100%を所有しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,848円96銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 242円01銭   |

## 8. その他の注記

### 退職給付に関する注記

採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用しております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

#### イ. 退職給付債務に関する事項

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 退職給付債務           | △2,167百万円 |
| 年金資産             | 2,125百万円  |
| 未積立退職給付債務        | △41百万円    |
| 未認識数理計算上の差異      | 277百万円    |
| 未認識過去勤務費用（債務の増額） | 0百万円      |
| 前払年金費用           | 237百万円    |

#### ロ. 退職給付費用に関する事項

|                |        |
|----------------|--------|
| 勤務費用           | 237百万円 |
| 利息費用           | 11百万円  |
| 期待運用収益         | △26百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 106百万円 |
| 過去勤務費用の費用処理額   | 1百万円   |
| 退職給付費用         | 329百万円 |

#### ハ. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                |                                                                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 退職給付見込額の期間配分方法 | 給付算定式基準                                                                            |
| 割引率            | 0.56%                                                                              |
| 長期期待運用収益率      | 1.5%                                                                               |
| 数理計算上の差異の処理年数  | 5年（各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。） |
| 過去勤務費用の処理年数    | 5年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。）                              |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 平 和  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川 上 豊 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 末村あおぎ ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社平和の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社平和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 平 和  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川 上 豊 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 末村あおぎ ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社平和の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人有限責任監査法人トーマツからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人有限責任監査法人トーマツから「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

株式会社 平 和 監査役会

常勤監査役 川野 廣 二 ㊟

社外監査役 佐藤 武 志 ㊟

社外監査役 遠藤 明 哲 ㊟

以 上

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業価値の増大を図りながら、株主のみなさまに利益還元を図ることを経営の最重要課題と考えております。具体的には事業計画、財政状態、経営成績、配当性向及び純資産配当率等を総合的に勘案し、安定配当を行うことを基本方針としております。

第47期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は3,432,348,720円となります。  
(これにより年間配当金は、1株につき中間配当金40円を含め、合計80円となります。)
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 株主のみなさまの利便性を高めることを目的として、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第9条第4号及び第10条(単元未満株式の買増し)を新設し、条文の新設に伴い、現行定款第10条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条(取締役の責任免除)及び第36条(監査役の責任免除)に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第28条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(4)次条に定める請求をする権利</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                                             | <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p><u>第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>                                                           |
| <p>第10条～第27条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                      | <p>第11条～第28条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                                      |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>                   |

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役1名を増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※<br>江口雄一郎<br>(昭和49年7月22日生) | 平成11年4月 弁護士登録<br>東京永和法律事務所入所<br>平成20年7月 TMI総合法律事務所入所<br>平成26年1月 同所パートナー(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>弁護士 | 一株             |

- (注) 1. ※印は新任監査役候補者であります。
2. 江口雄一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 江口雄一郎氏は、社外監査役候補者であります。
4. 江口雄一郎氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は、社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として法律に関する相当程度の知見を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
5. 江口雄一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
6. 江口雄一郎氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

## 第47回定時株主総会会場ご案内図



会 場 東京都文京区後楽一丁目3番61号  
 東京ドームホテル 地下1階「天空」  
 電話番号 03-5805-2111 (代表)

交通機関 JR総武線<水道橋駅東口>————— 徒歩約2分  
 都営地下鉄三田線<水道橋駅A2出口>———— 徒歩約1分  
 都営地下鉄大江戸線<春日駅6番出口>———— 徒歩約6分  
 東京メトロ丸ノ内線<後楽園駅2番出口>———— 徒歩約5分  
 東京メトロ南北線<後楽園駅2番出口>———— 徒歩約5分